

平成30年第4回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

平成30年11月29日

紀の川市議会議長 坂本康隆様

紀の川市長 中村慎司

議案の送付について

平成30年第4回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度紀の川市一般会計補正予算(第4号))

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算(第2号))

議案第134号 教育委員会委員の任命について

議案第135号 長田竜門財産区管理委員の選任について

議案第136号 工事請負契約の締結について(粉河クリーンセンター施設解体工事)

議案第137号 工事請負契約の締結について(粉河ふるさとセンター調光設備改修工事)

議案第138号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第139号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について

議案第140号 紀の川市斎場条例の廃止について

議案第141号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について

議案第142号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第143号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について

議案第144号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

議案第145号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第146号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第2号）について

議案第147号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第148号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第149号 指定管理者の指定について（紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所）

議案第150号 指定管理者の指定について（紀の川市青洲の里）

議案第151号 指定管理者の指定について（ハイランドパーク粉河）

議案第152号 指定管理者の指定について（紀の川市農村交流施設）

議案第153号 指定管理者の指定について（紀の川市桃山産業振興館）

議案第154号 指定管理者の指定について（紀の川市細野溪流キャンプ場）

議案第155号 指定管理者の指定について（紀の川市ふるさと産品展示場）

議案第156号 紀の川市道路線の認定について

議案第157号 紀の川市道路線の認定について

報告第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

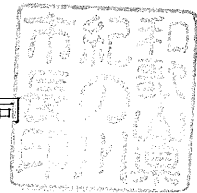
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年10月5日

紀の川市長 中 村 慎 司



報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

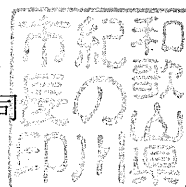
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年10月5日

紀の川市長 中 村 慎 司



議案第134号

教育委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所 紀の川市西野山792番地

氏 名 もり おか いち ろう
森 岡 一 郎

昭和19年8月23日生

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

森岡一郎君を紀の川市教育委員会委員に任命するため。

議案第135号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市風市359番地6

氏 名 井 上 雅 夫
いの うえ まさ お

昭和29年9月23日生

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

長田竜門財産区管理委員に欠員が生じたことに伴い、井上雅夫君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第136号

工事請負契約の締結について

平成30年11月6日紀の川市財務規則（平成17年紀の川市規則第39号）第108条第2項の規定に基づき条件付一般競争入札に付した粉河クリーンセンター施設解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 粉河クリーンセンター施設解体工事 |
| 2. 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3. 契約の金額 | 金150,768,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県有田郡有田川町小島313番地9
ケイズ・平成建機特定建設工事共同企業体
株式会社ケイズ 代表取締役 北畑 貴行 |

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

平成30年度一般会計当初予算で議決を得ました粉河クリーンセンター施設解体工事について、11月6日紀の川市本庁舎5階501会議室において3社による条件付一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約締結の議決を求める。

議案第137号

工事請負契約の締結について

平成30年11月6日紀の川市財務規則（平成17年紀の川市規則第39号）第108条第2項の規定に基づき条件付一般競争入札に付した粉河ふるさとセンター調光設備改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年紀の川市条例第62号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 粉河ふるさとセンター調光設備改修工事 |
| 2. 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3. 契約の金額 | 金155,963,880円 |
| 4. 契約の相手方 | 和歌山県紀の川市粉河410-7
大西電設株式会社
代表取締役 大西 真司 |

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

平成30年度一般会計当初予算で議決を得ました粉河ふるさとセンター調光設備改修工事について、11月6日紀の川市本庁舎5階501会議室において6社による条件付一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約締結の議決を求める。

議案第138号

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

平成30年8月10日の人事院勧告に基づき、平成30年11月6日に閣議決定されたことについて関係条例の一部を改正する。

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

(紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の給与に関する条例(平成17年紀の川市条例第49号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第26条 略	第26条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に _____ 100分の90 _____ _____ を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場 合においては100分の90、12月に支給する場 合においては100分の95を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に _____ 100分の42.5 _____ _____ を乗じて	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場 合においては100分の42.5、 12月に支給する場 合においては100分の47.5を乗じて

改正後

得た額の総額
3～5 略

別表第1 (第10条関係)

給料表 (一)

職員の区分		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
		2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
		3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
		4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
		5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
		6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
		7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
		8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
		9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
		10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
		11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
		12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
		13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
		14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
		15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000

職員の区分		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
		2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
		3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
		4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
		5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
		6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
		7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
		8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
		9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
		10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
		11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
		12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
		13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
		14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
		15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600

改正前

得た額の総額
3～5 略

別表第1 (第10条関係)

給料表 (一)

(単位：円)

改 正 前										改 正 後									
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400					
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200					
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200					
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100					
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900					
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800					
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600					
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400					
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300					
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100					
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600					
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100					
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700					
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300					
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600					
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900					
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100					
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300					
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600					
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900					
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100					
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300					
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100					
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900					

改 正 前										改 正 後									
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300			40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700		
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900			41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300		
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600			42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300			43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700		
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000			44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400		
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800			45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200		
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600			46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000			47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700			48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200			49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600			50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000			51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400			52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800			53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200			54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600			55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900			56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200			57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600			58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900			59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200			60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500			61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				

改 正 前										改 正 後									
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300				64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600				65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900				66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200				67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500				68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				

改 正 前						改 正 後					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,400	342,200			94		294,900	342,600		
95		294,800	342,700			95		295,200	343,100		
96		295,200	343,100			96		295,600	343,500		
97		295,400	343,200			97		295,800	343,700		
98		295,700	343,700			98		296,100	344,100		
99		296,100	344,100			99		296,500	344,500		
100		296,500	344,400			100		296,900	344,800		
101		296,700	344,700			101		297,100	345,100		
102		297,000	345,100			102		297,400	345,500		
103		297,400	345,500			103		297,800	345,900		
104		297,700	345,900			104		298,100	346,300		
105		297,900	346,400			105		298,300	346,800		
106		298,200	346,800			106		298,600	347,200		
107		298,600	347,200			107		299,000	347,600		
108		298,900	347,600			108		299,300	348,000		
109		299,100	348,100			109		299,500	348,500		
110		299,500	348,500			110		299,900	348,900		
111		299,900	348,800			111		300,300	349,200		

改 正 前										改 正 後											
112	300,200	349,100	349,100					112	300,600	349,500											
113	300,300	349,600	349,600					113	300,800	350,000											
114	300,600							114	301,000												
115	300,900							115	301,300												
116	301,300							116	301,700												
117	301,500							117	301,900												
118	301,700							118	302,100												
119	302,000							119	302,400												
120	302,300							120	302,700												
121	302,700							121	303,100												
122	302,900							122	303,300												
123	303,200							123	303,600												
124	303,500							124	303,900												
125	303,800							125	304,200												
再任用職員				187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	再任用職員				187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
備考 略																					
別表第2 (第10条関係)											別表第2 (第10条関係)										
給料表 (一)											給料表 (二)										
(単位:円)											(単位:円)										
職員区分		職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	職員区分		職務の級		1級	2級	3級	4級	5級				
号給		号給		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給		号給		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				

改 正 後

1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200

再任用職員以外の職員

改 正 前

1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700

再任用職員以外の職員

改 正 前		改 正 後			
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100

改 正 前		改 正 後									
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100

改 正 前		改 正 後									
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,400	342,200			94		294,900	342,600		
95		294,800	342,700			95		295,200	343,100		
96		295,200	343,100			96		295,600	343,500		

改 正 前		改 正 後	
97	295,400	343,200	343,700
98	295,700	343,700	344,100
99	296,100	344,100	344,500
100	296,500	344,400	344,800
101	296,700	344,700	345,100
102	297,000	345,100	345,500
103	297,400	345,500	345,900
104	297,700	345,900	346,300
105	297,900	346,400	346,800
106	298,200	346,800	347,200
107	298,600	347,200	347,600
108	298,900	347,600	348,000
109	299,100	348,100	348,500
110	299,500	348,500	348,900
111	299,900	348,800	349,200
112	300,200	349,100	349,500
113	300,300	349,600	350,000
114	300,600		
115	300,900		
116	301,300		
117	301,500		
118	301,700		
119	302,000		
120	302,300		

改 正 前		改 正 後	
121	302,700	121	303,100
122	302,900	122	303,300
123	303,200	123	303,600
124	303,500	124	303,900
125	303,800	125	304,200
再任用職員	187,300 214,800 254,800 274,200 289,300	再任用職員	187,700 215,200 255,200 274,600 289,700

備考 略

備考 別表第1及び別表第2は、縮小して表示しています。

第2条 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第25条 略	(期末手当) 第25条 略
2 期末手当の額は、 <u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、 <u>期末手当基礎額に、100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、 <u>同項中「1</u>	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、 <u>同項中「1</u>

改 正 前	改 正 後
<p>00分の122.5とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。</p>	<p>00分の130とあるのは「100分の72.5」とする。</p>
<p>4・5 略</p>	<p>4・5 略</p>
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>
<p>第26条 略</p>	<p>第26条 略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 略</p>	<p>3～5 略</p>

(紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年紀の川市条例第46号）の一部を次のように改正する。なお、改

正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、6月に支給する場合には100分 の155、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>と する。</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、6月に支給する場合には100分 の155、12月に支給する場合には<u>100分の180</u>と する。</p>
<p>第4条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p>	
<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、6月に支給する場合には<u>100分</u></p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、<u>100分の167.5</u></p>

改正前	改正後
<p>の1155、12月に支給する場合には100分の180とする。</p>	<p>とする。</p>

(紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあり、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。</p>	<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあり、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</p>
別表第1（第7条関係）	別表第1（第7条関係）

改 正 前		改 正 後	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	373,000円	1	374,000円
2	421,000円	2	422,000円
3	471,000円	3	472,000円
4	略	4	略
略	略	略	略
別表第2 (第8条関係)			
職務の級	給料月額	職務の級	給料月額
1級	142,600円	1級	144,100円
2級	179,200円	2級	180,700円
3級	222,300円	3級	223,400円
4級	248,700円	4級	249,600円
5級	283,700円	5級	284,500円
6級	312,200円	6級	312,900円
7級	346,000円	7級	346,600円

第6条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
(給与の特例)		(給与の特例)	
第7条 略		第7条 略	
2～4 略		2～4 略	
5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条		5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条	

改 正 前	改 正 後
<p>第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職員にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職員にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>

(紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀の川市条例第42号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乗じる割合については、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には<u>100分の27.5</u>とする。</p>	<p>(期末手当の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乗じる割合については、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には<u>100分の232.5</u>とする。</p>

第8条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
(期末手当の支給)	(期末手当の支給)
第7条 略	第7条 略
2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、 <u>6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u> とする。	2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、 <u>100分の222.5</u> とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の紀の川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与又は報酬の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の紀の川市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の紀の川市議会議員の議員

報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は報酬は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例又は改正後の議員報酬条例の規定による給与又は報酬の内払とみなす。

議案第139号

紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について

紀の川市コミュニティ施設条例（平成17年紀の川市条例第15号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

紀の川市コミュニティ施設の使用料の見直し等に伴い、所要の改正を行なうため。

紀の川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀の川市コミュニティ施設条例（平成17年紀の川市条例第15号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後																																															
<p>(名称、位置及び施設の種類の種類)</p> <p>第2条 施設の名称、位置及び種類の種類は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> <td>施設の種類の種類</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中貴志コミュニティ施設</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に必要なる事項は、規則 _____ で定める。</p>		名称	位置	施設の種類の種類	略	略	略	中貴志コミュニティ施設	略	略	<p>(名称、位置及び施設の種類の種類)</p> <p>第2条 施設の名称、位置及び種類の種類は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> <td>施設の種類の種類</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中貴志コミュニティ施設</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ふれあいコミュニティ施設</td> <td>紀の川市桃山町市場1番地2</td> <td>コミュニティセンター</td> </tr> </table> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に必要なる事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>		名称	位置	施設の種類の種類	略	略	略	中貴志コミュニティ施設	略	略	ふれあいコミュニティ施設	紀の川市桃山町市場1番地2	コミュニティセンター																									
名称	位置	施設の種類の種類																																															
略	略	略																																															
中貴志コミュニティ施設	略	略																																															
名称	位置	施設の種類の種類																																															
略	略	略																																															
中貴志コミュニティ施設	略	略																																															
ふれあいコミュニティ施設	紀の川市桃山町市場1番地2	コミュニティセンター																																															
<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="6">コミュニティセンター施設使用料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市内</td> <td>市外</td> <td>市内</td> <td>市外</td> <td>市外</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>		コミュニティセンター施設使用料						区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで			市内	市外	市内	市外	市外	名称	略	略	略	略	略	<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="6">コミュニティセンター施設使用料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>市内</td> <td>市外</td> <td>市内</td> <td>市外</td> <td>市外</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>		コミュニティセンター施設使用料						区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで			市内	市外	市内	市外	市外	名称	略	略	略	略	略
コミュニティセンター施設使用料																																																	
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																																														
	市内	市外	市内	市外	市外																																												
名称	略	略	略	略	略																																												
コミュニティセンター施設使用料																																																	
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																																														
	市内	市外	市内	市外	市外																																												
名称	略	略	略	略	略																																												

改 正 前					改 正 後				
研修室3	略	略	略	略	略	略	略	略	略
和室1	略	略	略	略	略	略	略	略	略
和室2	略	略	略	略	略	略	略	略	略
大集会室	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略									
研修室3	略	略	略	略	略	略	略	略	略
研修室4	略	略	略	略	953円	1,905円	1,905円	1,429円	2,858円
和室1	略	略	略	略	略	略	略	略	略
和室2	略	略	略	略	略	略	略	略	略
栄養指導室	略	略	略	略	953円	1,905円	1,905円	1,429円	2,858円
多目的ホール1	略	略	略	略	953円	1,905円	1,905円	1,429円	2,858円
多目的ホール2	略	略	略	略	953円	1,905円	1,905円	1,429円	2,858円
大集会室	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略									

備考 第2条の表及び別表は、縮小して表示しています。

附 則 (平成 年 月 日 条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(紀の川市ふれあいコミュニケーションセンター条例の廃止)
- 2 紀の川市ふれあいコミュニケーションセンター条例(平成17年紀の川市条例第16号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の紀の川市ふれあいコミュニケーションセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第140号

紀の川市斎場条例の廃止について

紀の川市斎場条例（平成17年紀の川市条例第146号）を別紙のとおり廃止するものとする。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

紀の川市斎場を廃止するため。

紀の川市斎場条例を廃止する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀の川市斎場条例（平成17年紀の川市条例第146号）は、廃止する。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第141号

平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第142号

平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第143号

平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第144号

平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第145号

平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第146号

平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第147号

平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第148号

平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
名 称 紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所
所 在 地 紀の川市中鞆淵911番地
2. 指定管理者となる団体の名称、住所及び代表者名
名 称 社会医療法人三車会
住 所 紀の川市貴志川町丸栖1423番地3
代表者名 理事長 殿尾 守弘
3. 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所の指定管理者を指定したいため。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
名 称 紀の川市青洲の里
所 在 地 紀の川市西野山473番地
2. 指定管理者となる団体の名称、住所及び代表者名
名 称 一般財団法人青洲の里
住 所 紀の川市西野山473番地
代表者名 代表理事 城口 豊
3. 指定の期間
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市青洲の里の指定管理者を指定したいため。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
名 称 ハイランドパーク粉河
所 在 地 紀の川市中津川802番地
2. 指定管理者となる団体の名称、住所及び代表者名
名 称 鎌垣財産区
住 所 紀の川市西大井338番地
代表者名 管理者 紀の川市長 中村 慎司
3. 指定の期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

ハイランドパーク粉河の指定管理者を指定したいため。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
名 称 紀の川市農村交流施設（通称 那賀ふれあい市場）
所 在 地 紀の川市切畑1273番地9
2. 指定管理者となる団体の名称、住所及び代表者名
名 称 紀の里農業協同組合
住 所 紀の川市上野12番地5
代表者名 代表理事組合長 吉田 哲男
3. 指定の期間
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市農村交流施設の指定管理者を指定したいため。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地
名 称 紀の川市桃山産業振興館（通称 桃山特産センター）
所 在 地 紀の川市桃山町市場404番地4
2. 指定管理者となる団体の名称、住所及び代表者名
名 称 紀の里農業協同組合
住 所 紀の川市上野12番地5
代表者名 代表理事組合長 吉田 哲男
3. 指定の期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市桃山産業振興館の指定管理者を指定したいため。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地

名 称 紀の川市細野溪流キャンプ場

所 在 地 紀の川市桃山町垣内258番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、住所及び代表者名

名 称 細野溪流キャンプ場管理組合

住 所 紀の川市桃山町垣内258番地1

代表者名 組合長 奥垣内 憲章

3. 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市細野溪流キャンプ場の指定管理者を指定したいため。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地

名 称 紀の川市ふるさと産品展示場（通称 貴志川観光物産センター）

所 在 地 紀の川市貴志川町前田135番地1

2. 指定管理者となる団体の名称、住所及び代表者名

名 称 紀の里農業協同組合

住 所 紀の川市上野12番地5

代表者名 代表理事組合長 吉田 哲男

3. 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

紀の川市ふるさと産品展示場の指定管理者を指定したいため。

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定する。

記

認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	城ノ本団地1号線	紀の川市打田13番6地先		
		紀の川市打田11番13地先		
2	城ノ本団地2号線	紀の川市打田11番3地先		
		紀の川市打田11番7地先		
3	中227号線	紀の川市貴志川町国主266番8地先		
		紀の川市貴志川町国主266番5地先		
4	中228号線	紀の川市貴志川町前田347番8地先		
		紀の川市貴志川町前田347番6地先		
5	西三谷善光団地内線	紀の川市西三谷229番9地先		
		紀の川市西三谷299番1地先		

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

寄附により取得した開発道路を紀の川市道路線として認定するため。

議案第157号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定する。

記

認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
6	調月宮ノ前線	紀の川市桃山町調月1021番地先		
		紀の川市桃山町調月1022番1地先		

平成30年11月29日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

既存道路を紀の川市道路線として認定するため。